

《書評》

弓削尚子著

『はじめての西洋ジェンダー史—家族史からグローバル・  
ヒストリーまで』

(山川出版社、2021年、304頁、2,530円 [税込])

*Hajimete no seiyō jendā-shi: kazokushi kara gurōbaru hisutori made*  
(Introduction to Western gender history: from the history of the family to  
global history). By Yuge Naoko. Yamakawa Shuppan, 2021.

ジェンダー視点に基づく歴史分析に対する学会水準での理解は、日本ではジェンダー史学会が2004年に設立されたことを契機に確立したといえるだろう(その当時の経緯は、長野ひろ子『ジェンダー史を学ぶ』で詳述されている。2006年、吉川弘文館)。そしてその後も、セクシュアリティ論や身体論、美術論など、個別テーマに沿った史書は数多く出版されてきた。一方で、「西洋」という概念枠組みの中で、ジェンダー一般の歴史を広く取り扱った邦書を得ようとすると、その数は意外と多くはない。2001年の『歴史の中のジェンダー』(M・ペロー、網野善彦ほか著、藤原書店)は、ジェンダーを題名に伴うものの、内容としては日本女性史と西洋女性史の架橋が主眼となっている。「西洋」をジェンダー分析のテーマとする書としては、やはり、2008年の『ジェンダー(近代ヨーロッパの研究⑩)』(姫岡とし子ほか著、ミネルヴァ書房)、2012年(初版は1998年)の『ジェンダーの西洋史』(井上洋子ほか著、法律文化社)、2014年の『歴史を読み替える—ジェンダーから見た世界史』(三成美保ほか編、大月書店)などを挙げることができる。ただ、これらはいずれも共編著書である。そのため、本書『はじめての西洋ジェンダー史』は、「は

じめて」の学習者にとっての教科書という字義以外に、「西洋史」を、「一人の著者」が「ジェンダー分析」に基づき著し通した「邦書」としても、実は先駆となる意義を持ち、ついに登場した貴重な書ではないかと思われる。

西洋とジェンダーの歴史を扱う単著がありそうでなかなか得られない理由は、やはり、「西洋」という概念の定位の困難さと、その中で触れなければならないテーマの多様さによるといえる。さらに、一時代だけでなく、複数の時代を分析しようとする、その壁はさらに高くなる。これを乗り越えるにあたって、本書で採用されている分析手法は、「史学史的な分析」である。いわゆる歴史教科書に典型的な、「古代から現代までの通史として西洋ジェンダー史を論じていく」ものではなく、家族や「らしさ」の変容などそれぞれの「ジェンダー・イシューに、歴史学がどのような問題意識をもってアプローチし、解き明かしてきたか」を「歴史学の歴史」として扱い（3頁）、社会史や「新しい歴史学」研究などから得られた知見がその探究の素材となる。そして、分析対象となる「西洋」については、「近代」と「市民」がジェンダーに与えた影響という指標を用いることで、ドイツ、オランダ、フランス、イギリス、アメリカの近代社会を俯瞰しながら、自然と西洋を横断する分析となることに成功している。以下に、本書の構成を簡単に紹介する。

「はじめに」においては、特にジェンダーの初学者に対し、上述の分析手法におけるジェンダー・アプローチとは、「女性の従属的地位を構造的に必要とした（今もなお必要としている）男らしさや男性のあり方」（5頁）をも問いかけるものであって、本書が女性史とは冠せず、異なる内容になることが注記されている。

第1章では家族史が扱われており、「正当な家族」モデルを支える家族ノスタルジーの由来が追求される。歴史人口学のような「新しい歴史学」の成果を紹介する章ともなっており、古典的な歴史学の中では重視されていなかった史料の分析を通じ、過去の家族に単一モデルは存在しなかったことが示されている。興味深いのは、「プレ・モダン」こと「前近代」の身分制社会においては、

夫婦・親子などの関係に対し、社会全体で共有されるようなモデルは存在せず、それらの関係性の中で優先される秩序は、何よりも団体としての身分秩序であったという指摘である。ジェンダー役割も、そうした身分秩序を基底とするものであり、身分を縦断するような一般的な性役割は重視されなかったという示唆も重要である。こうした構造を転換させたのが、近代市民社会であり、恋愛モデルによる夫婦関係、公私二分論と男女性別役割に基づく家庭を含んだ近代家族モデルは、家族ノスタルジーの源泉となった。

第2章では、歴史学において女性史研究が起こった経緯や、その果たしてきた役割が述べられている。著者により指摘される女性史の役割は3点であり(66頁)、1つ目に新史料の発掘、2つ目に「普通」「一般」「人間」などの「普遍概念」の捉え直し、3つ目に従来の歴史解釈への再考とその修正である。特に2点目の功績については、たとえば今日の人権論の分野において、フランス人権宣言の本性を男性市民の権利宣言として認識しない論者は今やいないだろう。本章は、著者の啓蒙主義研究の概説書(『啓蒙の世紀と文明観』、2004年、山川出版社)ともリンクする箇所でもある。啓蒙主義は、魔女狩りのような迷妄から女性を救済するにはしたが、その代わりに男性的理性主体とは異なる他者として女性一般を従属的な立場に位置づけることで、身分を超えて男女の二分論を「普遍化」させた。

第3章は第2章を受けて、ジェンダー史が登場した経緯とその功績が論じられている。著者が示すジェンダー史の意義とは、1つ目に、女性概念の多様性認識を促すこと、2つ目に、男性性の歴史的構築性を捉えること、3つ目に、男女二元論の限界を超え、グラデーションの中のジェンダーを見据える視座を提供すること、である。セクシュアリティに対する視点も、この第3点目とのかかわりで意識されることになる(95頁以下)。そうして、ジェンダー史研究は「男性であれ女性であれ、あるいは『Xの性』であれ、人間全体を対象とする歴史」として、「全体を見る眼」をもたらす視座であることが確認される(103頁)。その例として、男装女性兵士を一例とする異性装者のような存在

が、近代市民社会の成立以降、法令などを通じて徹底的に禁圧されること、また、兄弟愛および異性愛的家庭を中核とする男性市民社会において、同性愛や男女二元論に当てはまらない身体の在り様が否定されていく過程が描かれている。

第4章では身体史が扱われている。今やジェンダー論においては、身体を普遍的な生物学的事実としてではなく、認識論上の客体として捉え直す視座が欠かせない。しかし、身体の絶対的二元論はなおも根強く存在する。それがどこから生じてきたのかが、歴史上のさまざまな歴史家の知見を用いて示されている。男女の身体差は基本的には存在しないとする「ワンセックス・モデル」が、男女の身体差を本質的な差とみなす絶対的二元論に基づいた「ツーセックス・モデル」に変容した移行過程においても、西洋の近代知が影響を及ぼしている。西洋近代のジェンダー規範に基づき再構成された「近代的な身体」は、身体の性差を強調し、それによって近代国家の体制をも補強した。そして、こうしたジェンダー秩序を支えたのが、医学をはじめとしたほかならぬ科学の専門知だった。専門知を持つ者の権力性は、それを持たざる者の語りを封殺する。そうすることで、「あるべき」規範から「である」存在を作り上げる仕組みは、過去のものではなく、現在でも男女の身体差や能力差を巡って繰り返し用いられる手法であることを実感させられる。

第5章のテーマは、男性史である。男性史研究の領域では、女性と同様に男性の間でも、ステレオタイプの構築による中心と周縁化の問題があることが指摘されてきた。本章でも、「霸権的な男らしさ」と「従属的な男らしさ」を二分する男性ジェンダーの規範の存在が示されるのと同時に、男性史研究それ自体の難しさも指摘されている。「男性性は普遍的なこと、一般的なことの語りに埋もれており、男性性そのものが客体化・対象化されていない」うえに、近代の歴史学は、まさに近代のジェンダー秩序の中から生まれてきたものであった(171頁)。そこで男性は、政治や外交、戦争の主体たる「人間」として立ち現れる。そしてその主体性は、見事に近代市民と国民概念と重なり合う。男ら

しい兵士として殺す性、これが近代の「覇権的な男らしさ」の属性であり、それは、ホモフォビアを強化しながら、その果て、帝国主義を経てナチスの到来へと読者をいざなってくれる。

第6章では、第5章で問題提起された、「西洋近代社会の行きついたところに、二つの世界大戦があるとしたら、『男の性』が『殺す性』に収斂されていく『近代の男らしさ』の罪過を直視」せざるを得ないという認識（192頁）から、「新しい軍事史」が描かれる。本章では特に、「ネーション（国民／国家）」のジェンダー分析が中心となり、近代市民社会において徴兵制が成立する前後の様相が論じられる。国民国家の成立により、国民たる男性市民が徴兵制のもとで国防の義務を直接担うようになると、それまでの兵士像は男性の理想的身体をモデルに再構築され、同時に男性は国家による管理対象となる。「戦う男」という「男らしさ」の概念を結節点に、国民・市民・人間という属性が男性に集中し、20世紀初頭の総力戦の時代では、戦わない男性は男性像の「落伍者」＝「非国民」となる。ホモソーシャルな兄弟愛は、その脱落を防ぐために男性同士の絆を強化させ、そうした関係性の中で暴力的なセクシュアリティの在り方は絆の証として容認される。こうして西洋近代社会が極まるどころ、「覇権的な男らしさ」を有する国民＝市民＝男性が、兵士として戦時の性暴力を連鎖させる存在となっていく様が描写される。理性信仰から始まったはずの合理的市民像は、いつの間にか「男らしさ」というジェンダー規範に上位規範の席を譲り、あたかも超合理性の中で自壊していった、そうした感を得た。

第7章では、「非西洋」の観点からみたグローバル・ヒストリーを通じて、西洋近代的なジェンダーの脱構築が試みられている。それは、国民国家的な歴史学から出て、グローバルな世界の中で外因的な影響を受ける西洋を見据えること、「非西洋」の語りから「西洋」を見返すこと、そして、古典的な歴史学の主流であった西洋の中流白人男性を主体とはしない、さまざまな人々の層をすくいあげるという行程を伴う。その中でもジェンダー史において重要なのが、西洋と非西洋が直に出逢う親密領域へのまなざしであるとされる。そこに

は、その領域を構成するそれぞれのジェンダー秩序のぶつかり合いが存在する。たとえば男女二元論的ジェンダー秩序に基づく西洋の近代知は、ベルダーシュやヒジュラなどの抑圧と忘却をもたらした。西洋の拡張とは、西洋のジェンダー規範のもと、被植民地における伝統的な女らしさや男らしさの変質を迫っただけでなく、「性の多様性への侵略という側面」も併せ持つことが指摘される(290頁)。現代の多様性の尊重も、西洋中心主義的な理解・主張になってはいないか注意が促された後、最後に読者は、グローバルな時代の西洋ジェンダー史研究は、「世界各地に及ぼした西洋のジェンダー規範の功罪を問う視点を備えていなければならない」(292頁)というメッセージを受け取ることになる。

「むすび」では、今後のジェンダー史研究において、西洋と非西洋との相互関連性から西洋史を再考する必要性が述べられている。この再考過程において避けて通れないのが、本書に通底してきたもう一つの視座、すなわち西洋とセットとなってグローバルな影響を与えた(与えている)「近代」に対する視座である。著者がジェンダー史の研究からすくいとってきたさまざまな事柄から、近代社会の原理としてのジェンダー秩序に注目するとき、「前近代」と「近代」の間には、その連続性以上に、ジェンダー秩序の相違がきわだつ。つまり、「前近代」では身分制秩序のもと、ジェンダー秩序が社会全体の統一規範としては体系化されていなかったのに対し、「近代」ではジェンダー秩序は理性や人権などの概念を包摂し社会を動かす統一規範となった。著者はこの対比から、西洋近代のジェンダー秩序を脱構築する示唆が得られると考え、最後に、多様な観点からのジェンダー史講義が広がることを期待し、結んでいる。

本書の意義を考えると、第一に指摘できるのは、冒頭でも述べた通り、ジェンダーと「近代」の歴史について扱う単著が登場したことを挙げられるだろう。そして第二に、第一の点ともかかわるが、教科書としての出版であることも大変に意義深いことと思われる。これについては、ジェンダーが史的分析における素地を確立したことを示すのと同時に、大学でのスタンダードな書として得やすくなったことで、今後、ジェンダー史にまつわる知を学問の分野を超

えて多方面に普及させることに、大いに貢献すると思われる。第三には、「むすび」でも挙げたように、西洋近代を西洋前近代との対比から脱構築することの重要性が伝えられていることである。シンプルに言うなら、「今に当たり前のものは、昔はそうではなかった」という気づきを促すことでもあるが、より重要なことは、「なぜ」異なっているのか、という問題への省察である。本書を通してみるなら、そこに身分制から市民社会へという秩序の移行過程が、ヒントとして得られるはずである。人間とは何か、を突き詰めて考えることができなかつた身分制秩序の時代において、人々の自己考察は身分（と宗教）の壁で止まっていた。これに対し、理性と啓蒙の時代を経て、人間とは何かを自ら突き詰めて考えるようになったとき、人々はその究極を、知らずにジェンダーに見出していたといえるだろう。そして、その語り手が男性市民に偏在するものであったことの遺恨が、近代の進行を通じて徐々に暴走していく様を、読者は思い描くことができるはずである。

また、西洋史への考察は、日本に対する反省の材料ともなる。本書の分析フレームとなっている、前近代と近代との対比から考えると、日本では身分こそが人間の在り方を決める歴史がつい150年ほど前までであった。そして、前近代から近代へのシフトチェンジは、理性信仰による「法」の下の権力置換ではなく、身分を温存しつつ中央集権国家を確立し、もって国力を合理的に増強するという、（国家論においてはともかく人権論においては）片面的・表見的な近代性の獲得として生じた。西洋の男性市民文化の理念が、まがりなりにも理性に基づく男性市民の自由と平等を基に「一応は」成り立っていたのに対し、日本の男性市民文化を支える理念は、そもそも同じものだったと言えるのか。

このとき、日本では戦後民法の改正に至るまで、「近代国家」を標榜する体制においてもイエ制度こそが国家の中心に置かれ続けていたことが注目できる。西洋近代における家父長制は、近代市民家族内部での身分制を否定し、家父長によるジェンダー支配を基に成り立っていた。これに対し、イエ制度における序列は、（明治の啓蒙主義を経てなお）男性戸主による女性へのジェンダー支

配だけでなく、戸主との親密な関係性（戸主の父母など）、さらにはイエ内部での立場（婿入り婚かなど）をもとに、身分制的支配秩序をも複合させていた。つまり日本では、近代のジェンダー秩序に、前近代的な身分制が絡みついたまま、男性的近代の極みともいえる総力戦へと向かっていったことになる。西洋の総力戦においても、前線に送られた女性や戦争に協力した女性は存在する。しかし、いったん「国土」が攻められれば、女性もまた兵士として戦いその命を散らすべきであると命じた「総員火の玉」の規範は、西洋近代市民社会のジェンダー秩序からは出てきそうにない、まさに日本の身分制複合的なジェンダー秩序の論理であると言える。

そう考えると、日本でジェンダー平等を達成するためには、市民社会の家父長制的なゆがみを指摘するだけでなく、残存する身分制的規範の超克という更なる課題を付与されることになる。民法が改正されただけでは、身分制と近代性のハイブリッドとしてある日本のジェンダー秩序が直ちに変質せず、概念としてのイエ制度への対峙がなお続いていることも、腑に落ちる気がする。このことは、セクシュアリティの平等を巡っても、西洋的な過程をたどることは困難な日本の秩序構造に対し、示唆になるかもしれない。

西洋における市民と近代のジェンダー史的な分析から、以上のような読了感をふくらませることができた。しかし実際のところ、本書の魅力として真っ先に挙げなければならなかったことは、歴史を探究する面白さを率直に伝えてくれる本ということだろう。豊富な図像資料を含んでおり、読者は自身の関心と合わせ、章ごとに興味深く読み進めることができるはずである。今後、西洋とジェンダーに関する歴史書のスタンダードとして、長く読み継がれる書となるのではないかと思われる。